関西自然保護機構会報12：77－80，1990

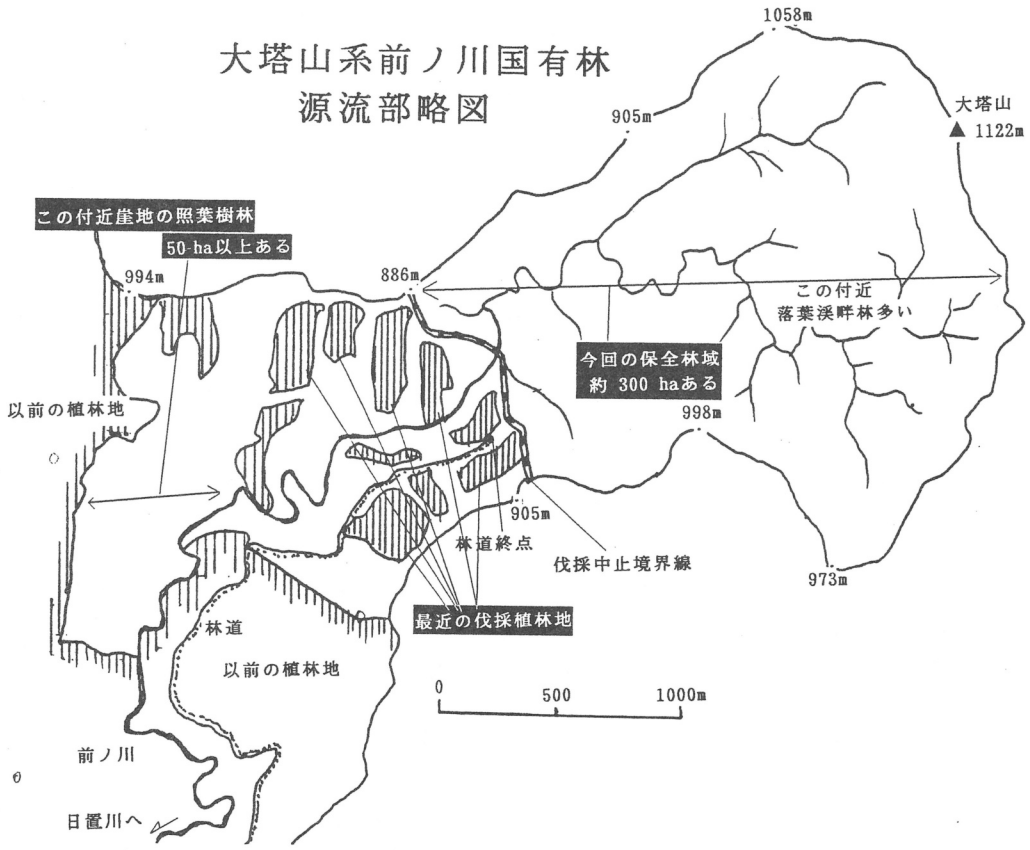
大塔山系前ノ川国有林保全の経過

後　藤　　伸
（和歌山県自然環境研究会）

和歌山県の大塔山系前ノ川国有林の保全について，本誌（18）に報告したところ，関西自然保護機構全体の取組みとして早急に対応して頂いたため，憂慮していた最悪の事態だけは回避することができた。地元を代表して，ここに深い謝意を込めて，その後の経過を報告する。

前ノ川国有林について，関西自然保護機構ならびに日本自然保護協会に，自然林伐採反対運動の支援を，地元私達の方からお願いしたのは1989年３月はじめのことである。

以下，日を追って簡単に記録する。



4月23日，現地視察のため，日本自然保護協会から奥富清自然保護委員長・工藤父母道参事が来和され，地元和歌山県自然環境研究会のメンバーとともに前ノ川国有林に入った。

4月24日，奥富・工藤両氏に後藤が同行して大阪に向かい，本会の布谷知夫氏と合流して大阪営林局へ。

大阪営林局では，秋吉昌美経営部長・中村曠司計画課長に自然林伐採中止に関する要望書を提出，貴重な照葉樹林地帯の森林破壊が，いかに時代の流れに逆行しているかを訴えた。営林局側の回答は，「当初の計画では今後3年間伐採施業を続け，残りの部分（最奥部）については，林道を延長し，約10年にわたって択伐する予定であった。しかし，今回の要望書が提出され，地元に伐採中止の意向があるならば，早い段階で再検討してもよい。」であった。

24日午後，上京して林野庁へ。

林野庁では，小沢普照業務部長・山県光晶課長補佐に，同要望書を提出し，自然破壊行政の路線変更を訴えた。

林野庁側の回答は，およそ次のとおり。

① 本年度（1989）から今までの保全方針を全面的に改革し，保全計画を打ち出した。

② 自然林のすぐれたものについては，森林生態系保護区域として，保全については万全を期したい。

③ 遺伝子保存林としてすでに指定しているもの（大塔山系では大杉大小屋・黒藏谷国有林が該当）については，保全形態を変えて引き続き保全につとめる。

④ 前ノ川国有林については即答はできないが，保全する条件に合致するならば当然保全対象とする。

⑤ 林野庁側の保全する条件とは，（A）学術的観点から重要な地域であること（B）水資源・災害防止などから見て保全が必要であること（C）地元住民から強い保全の要求があった場合の3点。

4月末から5月にかけて，林野庁・大阪営林局へ直接要望書を提出し自然林の保全を訴えた上記の件について，地方新聞や中央新聞の地方版に報道されるにつれて，地元大塔村の方でも自然林の保全についての活発な動きが現れてきた。伐採施業を陳情していた大塔村当局が伐採中止の方向に変わってきたし，村内に自然保護団体がつくられるなどの動きである。

林野庁側の回答に「地元の要請があれば伐採中止も考える」とあったため，この動きを大切にし，私たちはその後から応援しながら，静観していた。その間，田辺営林署の方では，大塔村役場や新聞社を訪れたりしていたが，私たちの方には，全く連絡がなかった。しかし状況好転の情報は入っていた。

はたして，7月末になって私方に岡野田辺営林署長から直接電話があり，「一応関係者との話合いも済んだので，営林署側の意向を聞いて欲しい」との申し入れがあり，早速出向いたところ，下記のような条件で了承して欲しいとのことであった。

① 現在続行中の事業（伐採と林道延長工事）は五か年計画の2年目に当るので，すぐ中止するわけにはいかないが，平成2年度をもって事業を中止する。この間約8ha伐採する。

② 前ノ川国有林の源流部約300haについては，択伐の計画であるが，これはとり止める方向で検討する。

③ 前ノ川国有林の伐採現場の下流部にも約50ha以上の自然林が残っているが，これも一切伐採しない。

④　保全の方法については，今後自然保護団体とも充分協議して決める。

この条件は決して満足するものではないが，“営林署側の顔を立てて”一応了承することとした。この折りには地元からの要望書を出さなかったが，別紙要望事項を口頭で署長に申し入れた。これは，今後長期間にわたる交渉が必要である上，営林署側も目下検討中であったためでもある。

9月9日～10日には関西自然保護機構の観察会が開催され，地元の県自然環境研のメンバーと合同して入山した。

1990年4月田辺営林署の署長が水島剛夫氏に替わった。そこで，昨年度提出しなかった下記の要望書を，改めて提出した。要望書は決して目新しいものではないが，前署長が約束した保全区域について確認したものであり，施業を1日でも早く終了させたいという願いを込めたものである。

これに対して水島署長は，次のように新聞発表をとおして回答した。

①　自然林伐採については平成2年度分で必ず中止する。しかし，伐採施業は翌年の秋ごろまで続くかも知れないが，出来るだけ早く終了させる。

②　前ノ川国有林の保全形態については当局とよく検討する。

③　森林の学術研究については林野庁の研究機関と相談する。

私達は4月以降，月2回以上この前ノ川国有林に足を運び昆虫類の調査をしながら，伐採状況を監視している。自然保護機構の会員で，この大塔山系の森林に興味をもたれる方がおられるならば，いつでも御出で願いたい。私達地元のものが喜んで協力することをお約束する。

資　料

1990．7．10

田辺営林署長殿

和歌山県自然環境研究会
代表　後　藤　　伸

大塔山系前ノ川国有林の伐採中止について

標記の件につきまして1989年４月24日，日本自然保護協会・関西自然保護機構とともに林野庁および大阪営林局に要望書を提出しました。これに対して林野庁小澤業務部長・大阪営林局秋吉経営部長から大塔山系の自然林保全について理解のある回答を頂きました。

貴署におかせられても，すでに施業進行中の自然林伐採を再検討され，平成２年度でもって現在の施業を中止して厳重保全の方向で再編するとの岡野前署長から口頭による回答があり，続いて新聞発表がありました。(1989年８月)

貴署のとられた上記の対応は，私達地元の関係者にとっては歓迎すべきことがらであるため，支援団体の日本自然保護協会・関西自然保護機構に，その詳細な経過を報告しました。

ところが最近になって，現在伐採中の施業は平成元年度分であって，平成２年度分については平成３年以降に引き継いでいくとの非公式の情報を得ました。もし，これが事実ならば見過ごすことのできない由々しき問題点だと考えられます。

ここに改めて，伐採施業の中止・自然林地帯の保全を確認するため，下記の事項を要望します。

記

1　貴署がすでに公表されたとおり平成２年度（平成３年３月末日）をもって自然林伐採施業および林道開設工事を一切終了して頂きたい。

2　前ノ川国有林に残存している自然林を，すでに遺伝子保存林として保全されている大杉大小屋・黒蔵谷両国有林と合わせて「森林生態系保護区域」として厳重に保全されたい。

3　遅れている照葉樹林帯の生態学的な研究にたいして，今後協力して調査研究に対処して頂きたい。

4　地元住民十数名が前ノ川国有林で就業しているが，これらの人々が自然林伐採以外の仕事に従事できるよう配慮されたい。